

**「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」について（閣議決定）**

標記政令について本日閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第109号。以下「改正法」という。）が平成26年11月19日に公布されたところである。

改正法は公布後2月以内の政令で定める日から施行することとされており、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」（平成13年政令第84号）等の一部を改正する。

2. 概要

（1）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法の規定の施行期日を、平成27年1月18日とする。

（2）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

改正法によって必然的に改正を必要とする関係政令の規定について、条項ずれを修正する等形式的な改正を行う。

3. スケジュール

公 布：平成27年1月15日（木）

施 行：平成27年1月18日（日）

問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 山田、下川、倉信

連絡先 03-5253-8111（内線35-228, 35-213）

03-5253-8439（直通）